給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１０００９号

茨城県ひたちなか市大字市毛845番地の７

再生債務者　五十嵐恭彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月19日　水戸地方裁判所

平成２１年（再ロ）第１０１１４号

千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１―11―24―206

再生債務者　久保田雅大

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月18日

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第４号

宮城県大崎市鹿島台広長字内ノ浦662番地

再生債務者　久本　啓一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月15日

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１６号

埼玉県川口市西青木４丁目４番37号

再生債務者　福田　　等

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月19日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第１２号

兵庫県西宮市西波止町７番15号

再生債務者　橋本　昌幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月18日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２１年（再ロ）第８号

香川県仲多度郡多度津町家中13番22―６号

再生債務者　小野　　隆

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月19日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２０年（再ロ）第５号

香川県さぬき市鴨部2006番地29

再生債務者　加藤　幸代

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月19日

高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（再ロ）第４号

秋田県大仙市長野字柳田181番地２

再生債務者　藤田　勇治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月19日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（再ロ）第５号

茨城県龍ケ崎市城ノ内４丁目16番地８

再生債務者　鈴木　直人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年１月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月19日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

企業年金基金変更公告

関東つくば銀行企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のように公告する。

１．新事務所の所在地　茨城県つくば市竹園一丁目７番

２．旧事務所の所在地　茨城県土浦市富士崎一丁目１番９号

３．変更年月日　平成22年１月26日

平成 22 年１月 27 日

関東つくば銀行企業年金基金

理事長　佐久　芳夫

東京都世田谷区公債償還公告

抽せんの結果、東京都世田谷区公債を次のとおり償還いたします。

銘柄	償還期日	償還金額	１万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
平成12年度第１回	平成22年３月１日	170,470千円	9～ 22 50～ 52 80・ 81 146～148 367～371	40～ 43 86～ 92 186～194 405～426	451～486	１・２ 55 147・148 175～182

平成 22 年１月 27 日

東京都世田谷区

東京都杉並区公債償還公告

抽せんの結果、東京都杉並区公債を、次のとおり償還いたします。

銘柄	償還期日	償還金額	１万円券	10万円券	100万円券
杉並区公債 平成12年度第１回	平成22年３月25日	1,383万円	272～283 350～366 400～403	165～177 461～482	13・14 25～29 90～92

平成 22 年１月 27 日

杉　並　区

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成 22 年１月 27 日　新潟県教育委員会

1　失効した免許状

免許状の種類　中学校教諭１種免許状（国語）、高等学校教諭１種免許状（国語）

免許状の番号　平７中１普第184号、平７高１普第220号

授与年月日　平成８年３月22日

授与権者　福島県教育委員会

氏名　佐藤　光哉

本籍地　福島県

2　失効年月日　平成21年12月24日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年三月三十一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十二年一月十五日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月九日

掲載頁　一五四頁（号外第一四五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十一月二十五日

掲載頁　一二五頁（号外第二四八号）

平成二十二年一月二十七日

札幌市中央区北四条西四丁目一番地

（甲）株式会社伊藤組

代表取締役　伊藤　義郎

北海道石狩市新港南二丁目七二五番一

（乙）伊藤組木材株式会社

代表取締役　吉澤　織夫